

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査 (規制区域指定) 業務委託 特記仕様書 (案)

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県建築課が実施する「鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査（規制区域指定）業務委託」に適用する。

第 2 条 適用仕様書

本業務は、本仕様書によるほか、以下の基準等による。

- ア 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和 4 年 5 月）
- イ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（令和 4 年 12 月）
- ウ 宅地造成，特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害防止に関する基本的な方針（案）（令和 4 年 9 月）
- エ 基礎調査実施要領（案）（規制区域指定編）（令和 4 年 9 月）
- オ 基礎調査実施要領（案）（規制区域指定編）の解説（令和 4 年 12 月国土交通省，農林水産省，林野庁）
- カ 設計業務等共通仕様書（令和 4 年 4 月鹿児島県土木部）

第 3 条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額 1 0 0 万円以上のものについては、当該契約金額の 1 0 分の 3 以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

第 4 条 履行期限

本業務の履行期限は、令和 6 年 3 月 2 2 日（金）までとする。

第 5 条 調査職員

本業務については、総括調査職員，調査職員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第 6 条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第 7 条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第2章 業務内容

第8条 業務目的

令和3年7月3日、静岡県熱海市において大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生した。その後、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、①スキマの無い規制、②盛土等の安全の確保、③責任の所在の明確化、④実効性ある罰則の措置を目的として、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号。通称「盛土規制法」）が令和4年5月27日に公布された。

本業務は、危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止するため、前述した盛土規制法に基づき、県内全市町村（鹿児島市除く）における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「盛土規制区域」）の指定のための基礎調査を実施することを目的とする。

第9条 業務内容

ア 計画準備

受注者は、本業務の実施に当たり、事業の目的を理解し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。

イ 資料収集整理

受注者は、次に掲げる資料を発注者から貸与もしくは公開されている情報を収集し、本業務で有効活用するため、適切に整理するものとする。なお、発注者から提供される個人情報が含まれる資料に関しては、本業務に必要な事項を精査し、発注者と協議するものとする。協議後、協議結果に従って発注者は貸与するデータの必要事項のみを受注者に貸与するものとする。

- (ア) 緊急盛土点検結果データ（国土地理院）
- (イ) 国土数値情報（25000地形図等）
- (ウ) 行政区域界（市町村界、字・町庁）データ
- (エ) 基盤地図情報データ（建物、道路等）
- (オ) 土地利用3次メッシュデータ
- (カ) 都市計画総括図（都市計画区域、市街化区域等）
- (キ) 各種区域データ（土砂災害警戒区域、山地災害危険箇所等）
- (ク) 航空レーザー計測データ
- (ケ) 地番現況図及び家屋現況図
- (コ) 地質図
- (サ) 過去の災害履歴等資料
- (シ) 必要に応じて発注者が指示する資料

なお、資料収集の対象は県内全市町村（鹿児島市除く）としており、ウの対象市町村以外の市町村についても、とりまとめの上、報告書に整理すること。

ウ 「盛土規制区域の設定基準検討」及び「各区域の抽出・区域(案)の作成」

(ア) 盛土規制区域の設定基準検討

受注者は、発注者が指定する県内市町村について、(イ)に示す「各区域の抽出・区域(案)の作成」の手順により「市街地」「集落」「保全対象」等(以下「区域規制の諸条件」)を複数のパターンで設定したケーススタディーにより本県における区域指定の諸条件の検討を行い、「鹿児島県盛土規制区域設定基準(仮称)」を作成する。

なお、本検討の対象市町村は、鹿屋市、長島町及び大和村を想定しているが、合理的な理由がある場合は、発注者と協議の上、変更することができる。

(イ) 各区域の抽出・区域(案)の作成

(ア)の対象市町村について、「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針」及び「基礎調査実施要領」に従い、次の項目について調査し、(ア)により定めた設定基準に基づき盛土規制区域(案)を設定する。

ア) 宅地造成等工事規制区域の設定

改訂された宅地造成等工事規制区域の定義を前提として、下記に示す項目について調査を行い、宅地造成等工事規制区域を作成する。

- A 都市計画区域
- B 地域開発計画等策定区域
- C 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域(既に開発行為が行われた区域を含む)
- D 集落の区域
- E その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域
- F 上記区域に隣接・近接する土地の区域
(盛土等の崩壊により流出した土砂が、隣接・近接する市街地・集落等の保全対象に危害を及ぼしうる土地の区域)
- G 盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域
(盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、災害が発生するおそれのある盛土等が行われる蓋然性がないと判断される区域)

イ) 特定盛土等規制区域の設定

新設された特定盛土等規制区域の定義を前提として、下記に示す項目について調査を行い、特定盛土等規制区域を設定する。

- A 盛土等の崩壊により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域
(保全対象の存する土地の区域に勾配2度以上で流入する溪流等の

上流域)

B 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域（市街地・集落等を除く。）に土砂の流出が想定される区域

C 土砂災害発生危険性を有する区域

（土砂災害警戒区域（土石流）の上流域，土砂災害警戒区域（地滑り，急傾斜地の崩壊），保全対象に危害を及ぼすおそれのある山地災害危険区域（崩壊土砂流出危険地区の集水区域を含む。）等の土砂災害に係る危険個所が存在する区域。）

D 過去に大災害が発生した地域

E その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

F 盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域

エ 有識者等からの意見聴取

ウ（ア）の「鹿児島県盛土規制区域設定基準（仮称）」の策定に当たり，地盤工学等に精通する有識者等から意見を聴くこと。

有識者等からの意見聴取については，作成した「鹿児島県盛土規制区域設定基準（仮称）」（案）について，本県に精通する大学教授等から意見を聴取することを想定している。

また，有識者等の意見を踏まえ，必要に応じて修正を行うこと。

オ 現地調査

盛土規制区域の設定基準検討時や，抽出した各区域（案）作成時において，地図等では不明な点の確認等を行うことを目的として必要に応じて現地調査を行うものとする。

カ 総合検討

区域指定後の申請への対応（申請件数予測）のほか，既存盛土調査や概ね5年後の次期基礎調査に向けた課題と今後の対応案を検討する。

キ 報告書作成

上記について，本業務で検討した経緯も含めてわかりやすく取りまとめ，報告書を作成する。

ク 打合せ協議

業務における打合せは，着手時，中間打合せ3回，成果品納品前の計5回とする。ただし，調査職員が必要と認めた場合は，その指示に従うこと。また中間打合せは，調査職員と協議の上，打合せ回数を変更できるものとする。

なお，業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立会うものとする。

受注者は打合せ時以外においても，作業進捗状況を随時報告し，調査職員の指示を受けなければならない。

ケ 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書（紙媒体） 1部
- ・ 報告書（CD-R） 2部

第3章 その他

第10条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第11条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第三者に知らしめてはならない。

第12条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

第13条 電子成果品の作成

(1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）（令和5年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

(3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第14条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第15条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。